

令和9年度 再任用教職員 募集のお知らせ

少子高齢化が進み、全国的に生産年齢人口が減少する現状に対して、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、令和5年度より定年が段階的に引上げられました。

ただし、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まり、短時間勤務を希望する職員が想定されることから、年度末60歳到達教職員及び61歳到達教職員を対象に再任用職員（定年前再任用短時間）、及び年度末62歳～64歳到達職員に暫定再任用教職員の継続募集を行います。

定年前再任用短時間制は、職務給の原則に則り定年前と同等の業務に従事するとともに、服務規律も定年前と同様に適用されることとなります。また、その対象を継続勤務に対する意欲と能力のある者としています。

暫定再任用制度は、定年の引上げにより、令和4年度以前の再任用制度は廃止されましたが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、令和4年度以前と同様の暫定的な再任用制度を設けたものです。

1 対象職員

<定年前再任用短時間職員>

令和9年3月末に60歳あるいは61歳に到達する（した）職員

募集退職等により60歳到達前に退職する（した）場合は応募できませんが、下記に該当する場合は、暫定再任用職員に応募できます。

<暫定再任用職員>

下記(1)～(4)のいずれかに該当する職員を対象とします。

- (1) 令和8年度末に62歳に到達し、定年退職を予定している職員
- (2) 令和8年度末に63歳～64歳に到達する（した）職員
- (3) 施行日（令和5年4月1日）前に正規職員を退職し、60歳に到達している場合
 - ① 定年退職又は勤務延長後退職した者
 - ② 25年以上勤続して退職した者のうち、次に掲げる者
 - ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、再任用又は暫定再任用をされたことがある者
- (4) 施行日（令和5年4月1日）以後に正規職員を退職し、再任用募集年度の定年（令和8年度末に62歳）に達している場合
 - ① 定年退職又は勤務延長後退職した者
 - ② 定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者
 - ③ 25年以上勤続して退職した者のうち、次に掲げる者
 - ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

2 職務内容

対象者の希望、勤務経歴や適性等を踏まえ、職務給の原則に則り定年前と同等の業務に従事します。

3 任期

- 定年前再任用短時間職員については、昭和40年度生まれの職員は令和9年4月1日から令和11年3月31日（定年退職日）まで、昭和41年度生まれの職員は令和9年4月1日から令和13年3月31日（定年退職日）までとなります。暫定再任用職員については、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

ただし、再任用も「採用」の一形態で、従前の勤務実績等に基づく選考採用であり、また、所定の定員内で行われるものですから、希望しても再任用されない場合があります。

- 任期の更新は、定年前再任用短時間職員についてはありません。暫定再任用職員については、当該職員の更新直前の任期における人事評価結果を基礎として所属長からの内申により勤務実績が良好であると確認できる場合に、1年単位で最長、満65歳になる年度まで更新が可能です。
- 定年前再任用短時間職員・暫定再任用職員は毎年、異動対象者となります。

4 勤務形態

- 定年前再任用短時間職員は週23時間15分勤務とします。
- 暫定再任用職員は、フルタイムは週38時間45分、短時間は週23時間15分勤務とします。ただし、必ずしも希望通りの勤務形態となるわけではありません。
- 短時間勤務は、週3日勤務で1日の勤務時間が7時間45分の形態、又は4日・5日勤務で1日の勤務時間が7時間45分よりも短くなる形態となります。
- 短時間勤務の勤務日（勤務時間）の割振りについては、業務内容や配置人数を勘案して配置校で決定します。
- 定年前と同様に、時間外勤務等を命じられる場合があります。

5 給与

☐ 給料

再任用職員として任用された役職ごとに次の職務の級に格付けし、それに応じた俸給月額を支給します。（次の表は条例に規定する俸給月額のみ表示）

○教育職俸給表（一） （円）

職務の級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
フルタイム	288,900	319,100	348,200	436,000
短時間(23h15m)	173,340	191,460	208,920	261,600

○教育職俸給表（二） （円）

職務の級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
フルタイム	285,800	314,300	341,600	425,600
短時間(23h15m)	171,480	188,580	204,960	255,360

○一般俸給表 （円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
フルタイム	199,000	225,900	271,700	292,600	308,300
短時間(23h15m)	119,400	135,540	163,020	175,560	184,980

○医療職俸給表（二） （円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
フルタイム	200,500	226,700	259,600	273,700	300,700
短時間(23h15m)	120,300	136,020	155,760	164,220	180,420

☐ 手当等

令和 7 年度から住居手当も支給されるようになりました。扶養手当及び退職手当は支給されません。

○支給される主な手当等

管理職以外	教職調整額(教育職のみ)、俸給の調整額(教育職のみ)、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当(教育職のみ)、期末手当及び勤勉手当、時間外勤務手当（教育職以外）、定時制教育手当(教育職のみ)、特殊勤務手当 住居手当、児童手当（フルタイム職員のみ）
管理職	俸給の調整額、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当、定時制教育手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当 住居手当、児童手当（フルタイム職員のみ）

※ 短時間勤務職員は、勤務時間が 1 日 7 時間 4 5 分に達するまでは時間外勤務手当の支給割合が 1 0 0 / 1 0 0 となります。

○期末勤勉手当支給月数（勤務成績が良好な場合）※ R8.6 現在

支給月数	6 月期	12 月期
期末手当	1. 2625 月分	1. 2625 月分
勤勉手当	1. 0625 月分	1. 0625 月分

【参考】週 2 3 時間 1 5 分勤務で再任用された場合の年収例※ R8.6 現在

級	職務	年収	
		教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
2 級	教諭	約 317 万円	約 313 万円
特 2 級	主幹教諭	約 355 万円	約 350 万円
3 級	教頭	約 395 万円	約 392 万円
4 級	校長	約 524 万円	約 506 万円

級	職務	年収	
		一般俸給表	医療職俸給表(二)
1 級	主事 栄養士	約 204 万円	約 205 万円
2 級	副主査 栄養士	約 231 万円	約 232 万円
3 級	主査・主任 栄養副主査	約 282 万円	約 269 万円
4 級	事務主幹 栄養主査	約 308 万円	約 284 万円
5 級	総括事務主幹・ 栄養主査	約 364 万円	約 316 万円

【参考】フルタイム勤務で再任用された場合の年収例※ R8.6 現在

級	職務	年収	
		教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
2 級	教諭	約 527 万円	約 521 万円
特 2 級	主幹教諭	約 590 万円	約 581 万円
3 級	教頭	約 640 万円	約 632 万円
4 級	校長	約 838 万円	約 809 万円

級	職務	年収	
		一般俸給表	医療職俸給表(二)
1 級	主事 栄養士	約 340 万円	約 342 万円
2 級	副主査 栄養士	約 386 万円	約 387 万円
3 級	主査・主任 栄養副主査	約 470 万円	約 449 万円
4 級	事務主幹 栄養主査	約 517 万円	約 474 万円
5 級	総括事務主幹・ 栄養主査	約 584 万円	約 528 万円

6 配属先

職員の希望や対象となる所属の業務の状況、人員配置の必要性等を総合的に勘案して決定します。

7 選考方法

直近の勤務実績（人事評価など）、再任用する職の業務遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲、健康状況等の観点から、選考を実施します。また、選考に当たっては、必要に応じて、面接を行う場合があります。